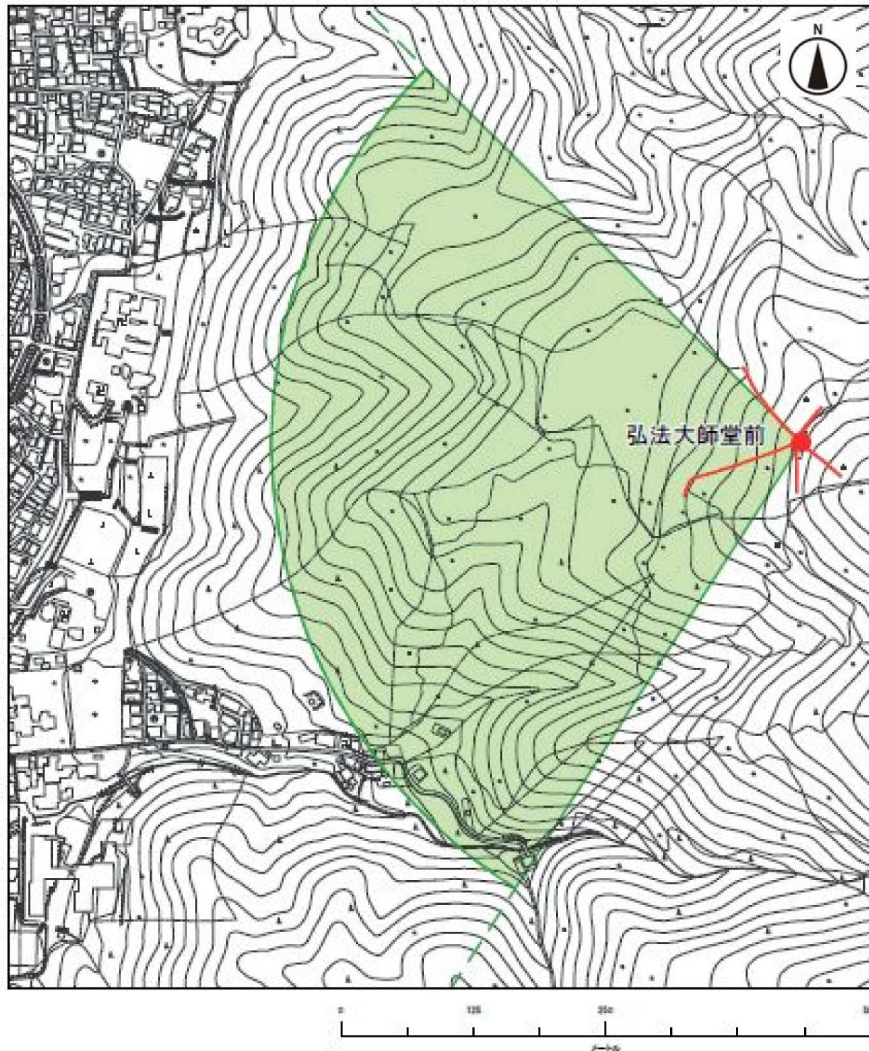


(49) 大文字山からの市街地



●保全区域の範囲

| 凡例 | 区域の種別 | 区域の範囲 |
|----|------------|--|
| ● | 視点場 | 大文字山の弘法大師堂前の点 |
| ■ | 近景デザイン保全区域 | 視点場からそれぞれ高野交差点の中心を通り引いた直線と東福寺交差点の中心を通り引いた直線とで挟まれた、視点場からの水平距離が500m以内の範囲 |
| □ | 遠景デザイン保全区域 | 視点場からそれぞれ高野交差点の中心を通り引いた直線と東福寺交差点の中心を通り引いた直線とで挟まれた、視点場からの水平距離が500m以内の範囲(近景デザイン保全区域を除く。) |

●保全区域の基準

| | | |
|------------|---|---|
| 近景デザイン保全区域 | 1 建築物等は、大文字山から見下ろすときの市街地と周辺の山並みが一体となって構成される良好な景観を阻害してはならない。 | |
| | 2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 | |
| | 形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根とすること。 日本瓦又は銅板で葺かれていること。 |
| | 色彩 | <ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、周辺の自然景観との調和に配慮したものとすること。 |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> 良好な見下ろしの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 |
| 遠景デザイン保全区域 | | <ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、山並み又は市街地の良好な町並みとの調和に配慮したものとすること。 |

